

退職後の国民年金の手続き

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方は、すべて国民年金の第1号または第3号被保険者となります。

退職後の本人の状況		本 人	被扶養配偶者
厚生年金保険に加入する場合		「国民年金 第2号被保険者」 厚生年金保険加入により自動的に国民年金にも加入となる(65歳まで)。 国民年金の加入手続きは、必要なし。	「国民年金 第3号被保険者」(60歳未満) 本人の再就職後の事業所を経由して、手続きが必要。
厚生年金保険に加入しない場合	60歳以上の人	原則、手続きの必要なし。 ◆任意加入(納付月数480月未満の場合) 任意加入を希望される場合は、お住まいの市区町村の国民年金窓口で、加入の手続きが必要。詳細は国民年金窓口へ。 ※申出のあつた月から加入。	「国民年金 第1号被保険者」(60歳未満) お住まいの市区町村の国民年金窓口で、加入(種別変更)の手続きが必要。 (本人退職日の翌日から14日以内)
	60歳未満の人	「国民年金 第1号被保険者」 自営業者、無職の方(厚生年金保険に加入する配偶者の被扶養配偶者を除く)、配偶者以外に扶養されている方等 お住まいの市区町村の国民年金窓口で加入の手続きが必要。 (退職日の翌日から14日以内)	
		「国民年金 第3号被保険者」 配偶者が厚生年金保険に加入しており、その被扶養配偶者となる方 配偶者の勤務先の事業所を経由して、手続きが必要。	

* 国民年金に関するお問い合わせは、お住まいの市区町村の国民年金窓口、お近くの年金事務所まで！ 日本国年金機構のホームページでも確認できます。